令和８年11月25日提案

令和８年第８回琴浦町議会臨時会

琴　　浦　　町

町長提出議案

議案第 133 号　琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 133

議案第 134 号　琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥

議案第 １３３ 号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 ８ 年１１月２５日　　提　出

琴　浦　町　長　　福　本　ま　り　子

令和 ８ 年　　月　　日

琴浦町議会議長　　前　　田　　智　　章

令和８年琴浦町条例第　号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(宿日直手当) 第17条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき5,000円(その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、7,500円)を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額２万5,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ２　略 (期末手当) 第19条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。	(宿日直手当) 第17条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき4,700円(その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、7,050円)を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額２万3,500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ２　略 (期末手当) 第19条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 略	（1）～（4） 略
3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合には100分の73.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の71.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
4～6 略	4～6 略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第20条 略	第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額	（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額
（2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合には100分	（2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基

の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額	礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)とする。	3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)とする。とする。
4及び5　略	4及び5　略

第2条　琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600

16	227, 700	271, 300	302, 100	342, 500	369, 600	404, 400
17	228, 900	272, 400	303, 400	344, 000	370, 900	405, 900
18	230, 500	273, 500	304, 700	345, 700	372, 600	407, 700
19	232, 100	274, 600	306, 000	347, 400	374, 200	409, 400
20	233, 600	275, 700	307, 200	349, 000	375, 800	411, 000
21	235, 100	276, 600	308, 300	350, 400	376, 900	412, 700
22	236, 700	277, 600	309, 500	352, 100	378, 400	414, 100
23	238, 300	278, 600	310, 800	353, 800	379, 900	415, 500
24	239, 900	279, 600	312, 100	355, 400	381, 400	416, 900
25	241, 500	280, 600	313, 400	356, 600	383, 100	418, 300
26	243, 200	281, 500	314, 500	358, 500	384, 900	419, 500
27	244, 500	282, 300	315, 500	360, 200	386, 500	420, 700
28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700
29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800
30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000
31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100
32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200
33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900
34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600
35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500

46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300
60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400	
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700	

76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900	
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100	
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400	
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700	
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900	
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100	
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400	
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700	
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900	
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100	
86	275, 500	315, 300	366, 500			
87	275, 800	315, 600	366, 900			
88	276, 100	315, 900	367, 300			
89	276, 400	316, 200	367, 500			
90	276, 700	316, 500	367, 900			
91	277, 000	316, 800	368, 300			
92	277, 300	317, 100	368, 700			
93	277, 600	317, 300	368, 900			
94		317, 500	369, 200			
95		317, 800	369, 600			
96		318, 200	369, 900			
97		318, 400	370, 200			
98		318, 700	370, 600			
99		319, 000	371, 000			
100		319, 400	371, 400			
101		319, 600	371, 900			
102		319, 900	372, 300			
103		320, 200	372, 700			
104		320, 500	373, 100			
105		320, 700	373, 600			

	106		321,000	374,000			
	107		321,300	374,300			
	108		321,600	374,600			
	109		321,800	375,000			
	110		322,100				
	111		322,500				
	112		322,800				
	113		323,000				
	114		323,200				
	115		323,500				
	116		323,900				
	117		324,100				
	118		324,300				
	119		324,600				
	120		324,900				
	121		325,200				
	122		325,400				
	123		325,700				
	124		326,000				
	125		326,300				
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500

第３条　琴浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条　略	（期末手当） 第19条　略

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
3　前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3　前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合には100分の73.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
４～６　略	４～６　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第20条　略	第20条　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を

加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額	加算した額に６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額
（２） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	（２） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該職員の勤勉手当基礎額に６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額
３～５　略	３～５　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条及び第２条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条及び第２条の規定による改正前の琴浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１３４号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年１１月２５日　提出

琴浦町長　福本まり子

令和８年　月　日

琴浦町議会議長　前田智章

令和８年琴浦町条例第　号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とする。	(期末手当) 第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。

第２条　琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。	第４条　特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」、「100分の128.75」とあるのは「100分の180」とする。

附　則

(施行期日等)

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

(給与の内払)

２　第１条の規定による改正後の琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１４０号

財産の取得について(琴浦町もえるごみ回収指定袋納入業務)

次のとおり、琴浦町もえるごみ回収指定袋を取得することについて、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

１　取得財産名　琴浦町もえるごみ回収指定袋納入業務
２　納品場所　　琴浦町の指定する場所
３　納期限　　令和９年６月３０日
４　購入金額　　一金　１１,７２６,９５０円（税込み）
５　契約の方法　随意契約
６　契約者
（１）　住所　鳥取県倉吉市山根５５番地３９
（２）　氏名　社会福祉法人敬仁会
障がい者支援施設敬仁会館
施設長　佐々木　政治

令和　８　年１１月２５日　　提　出

琴　浦　町　長　　福 本 ま り 子

令和　８　年　　月　　日

琴浦町議会議長　　前　田　智　章